

広島県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年五月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アローS薬局	尾道市美ノ郷町三成一〇六六番地六	平成三〇年三月一日
さくら歯科クリニック	府中市中須町七三二番地一	平成三〇年一月九日
もりもと医院	廿日市市大野原二丁目一〇番二一号	平成二九年二月一九日
訪問看護ステーション 桃の木	廿日市市佐方四丁目六番八号 車コ ーポラス一〇一号	平成三〇年二月二八日